



法令解説

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令等の一部改正について

消防庁特殊災害室

「石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（平成30年政令第248号）」及び「石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する件（平成30年総務省・経済産業省告示第4号）」が平成30年8月31日に公布され、同日付で施行されました。

今回の改正は、石油コンビナート等特別防災区域として新たに「東京国際空港地区」の指定を行い、石油コンビナート等特別防災区域のうち「名古屋港臨海地区」及び「和歌山北部臨海北部地区」について区域の拡張、「和歌山北部臨海南部地区」及び「松山地区」について区域の縮小を行ったものです。

これにより、石油コンビナート等特別防災区域は、全国33都道府県84地区となりました。

【新たに指定された「東京国際空港地区」】

東京都大田区羽田空港三丁目の区域

同区羽田空港一丁目及び羽田空港二丁目の区域のうち主務大臣の定める区域

東京国際空港の区域（同区羽田空港一丁目から羽田空港三丁目までに属する区域を除く。）のうち主務大臣の定める区域



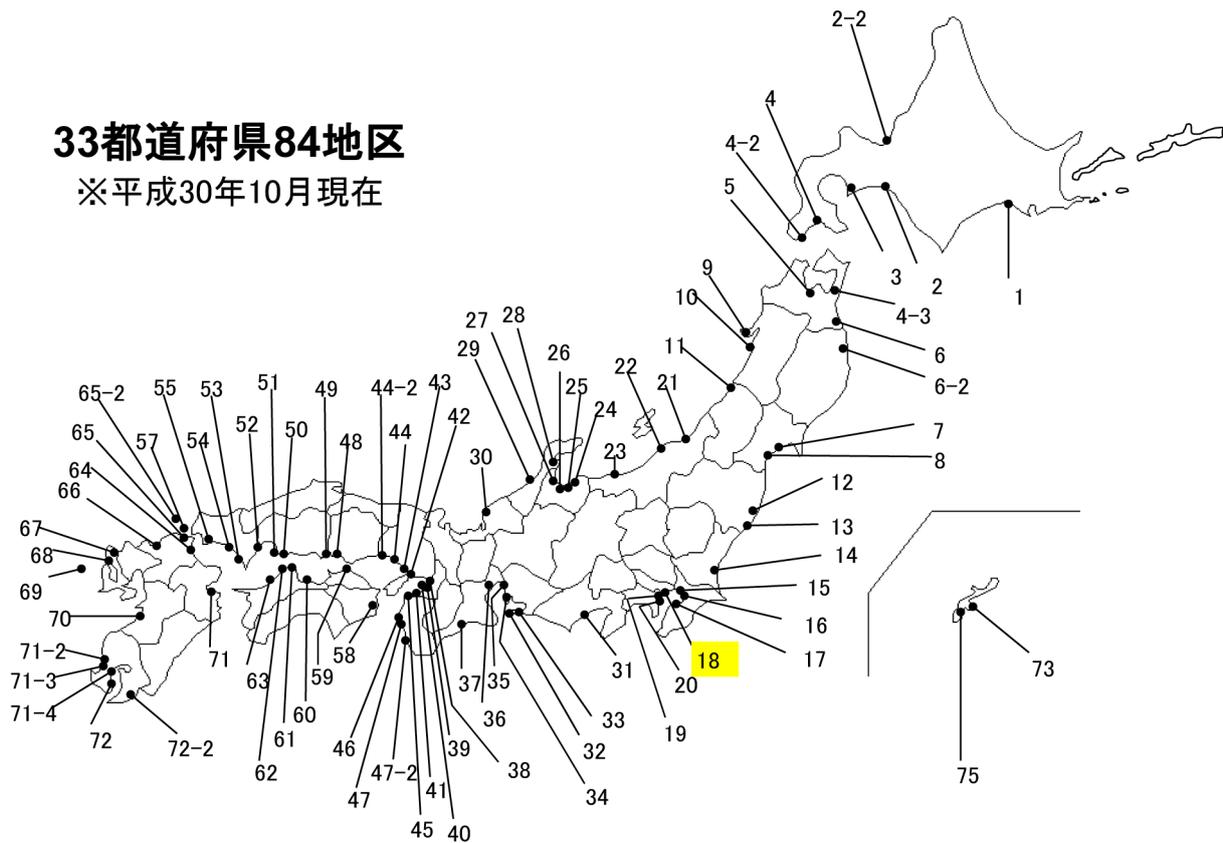
赤枠が特別防災区域（国土地理院の電子地形図を使用）

石油コンビナート等特別防災区域の指定状況

(平成30年10月1日現在)

33都道府県84地区

※平成30年10月現在



番号	特別防災区域	番号	特別防災区域	番号	特別防災区域	番号	特別防災区域	番号	特別防災区域
1	釧路	15	京葉臨海北部	33	田原	49	福山・笠岡	67	福島
2	苫小牧	16	京葉臨海中部	34	衣浦	50	江田島	68	相浦
2-2	石狩	17	京葉臨海南部	35	名古屋港臨海	51	能美	69	上五島
3	室蘭	18	東京国際空港	36	四日市臨海	52	岩国・大竹	70	八代
4	北斗	19	京浜臨海	37	尾鷲	53	下松	71	大分
4-2	知内	20	根岸臨海	38	大阪北港	54	周南	71-2	川内
4-3	むつ小川原	21	新潟東港	39	堺泉北臨海	55	宇部・小野田	71-3	串木野
5	青森	22	新潟西港	40	関西国際空港	57	六連島	71-4	鹿児島
6	八戸	23	直江津	41	岬	58	阿南	72	喜入
6-2	久慈	24	富山	42	神戸	59	番の州	72-2	志布志
7	塩釜	25	婦中	43	東播磨	60	新居浜	73	平安座
8	仙台	26	新湊	44	姫路臨海	61	波方	75	小那覇
9	男鹿	27	伏木	44-2	赤穂	62	菊間		
10	秋田	28	七尾港三室	45	和歌山北部臨海北部	63	松山		
11	酒田	29	金沢港北	46	和歌山北部臨海中部	64	豊前		
12	広野	30	福井臨海	47	和歌山北部臨海南部	65	北九州		
13	いわき	31	清水	47-2	御坊	65-2	白島		
14	鹿島臨海	32	渥美	48	水島臨海	66	福岡		